

75歳以上のドライバーの方へ！

道路交通法が一部改正されます

～平成29年3月12日施行～

75歳以上の
ドライバーが
免許更新
をするとき



手続きが
変わります！

免許満了日の
前6ヶ月以内

認知機能検査

※ 別途手数料がかかります



認知機能の低下の
おそれがないと判定

認知機能の低下の
おそれがあると判定

認知症の
おそれがあると判定

合理化

高齢者講習

時間：2時間
内容：
運転適性検査
実車講習
講義

※ 別途手数料が
かかります

高度化

高齢者講習

時間：3時間
内容：
運転適性検査
実車講習
講義
個人指導

※ 別途手数料が
かかります



臨時適性検査
または
医師の診断書提出

認知症
ではない

免許取消し
など

認知症と診断

75歳以上の
ドライバーが
一定の違反行為
をした場合



認知機能を
検査します！

新規

通知を受けた翌日から
1ヶ月以内

臨時認知機能検査

3年に1度の免許更新を待たずに臨時認知機能検査を受けなければなりません！

※ 別途手数料がかかります



認知機能の低下の
おそれがあると判定

認知症の
おそれがあると判定

新規

臨時高齢者講習

時間：2時間
実車講習1時間
個人指導1時間

※ 別途手数料がかかります

認知症ではない

臨時適性検査
または
医師の診断書提出

認知症と診断

免許取消し
など

一定の違反行為とは・・・

(例) 信号無視、通行区分違反、一時不停止、安全運転義務違反 などの行為をいいます

対象となるドライバーによって手続きが異なります。
くわしくは、運転免許課もしくは警察署交通課へお問い合わせください。

山口県警察